令和８年第７回湧別町教育委員会定例会議案

日　時　令和　８年　７月２９日（水）
午後３時３０分
場　所　湧別町文化センターさざ波
多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和　８年　６月　８日		
2	招集の期日	令和　８年　７月２９日		
3	会　　期	令和　８年　７月２９日から 令和　８年　７月２９日まで		
4	招集委員	４　名		
5	出席委員	４　名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会議の結果	結　果 提案件数	原案可決	修正可決	否　　決
	５　件	５　件	０　件	０　件
	計 ５　件	５　件	０　件	０　件

議案番号	件　　名
承認第１号	令和８年教育委員会第６回定例会会議録の承認について
報告第１号	令和８年度教育費予算の補正（専決処分）について
報告第２号	学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について
議案第１号	「湧別町の部活動の在り方に関する方針」の改定について
議案第２号	令和８年度準要保護生徒の認定について

承認第１号

令和８年教育委員会第６回定例会会議録の承認について

記

署名委員　　井　上　久　恵　氏より報告

令和８年７月２９日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

報告第１号

令和８年度教育費予算の補正（専決処分）について

令和８年度教育費予算の補正について、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

別冊のとおり
（令和８年７月６日専決）

令和８年７月２９日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

報告第２号

学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について

学校体育館空調設備設置工事について請負契約を締結したので、次のとおり報告する。

記

１．契約の目的　　学校体育館空調設備設置工事
２．契約の方法　　地方自治法第２３４条第２項に基づく指名競争入札
３．契約金額　　５８，３００，０００円
４．契約の相手方　　池田・髙柳経常建設工事共同企業体
代表者
札幌市北区北１２条西３丁目２番２０号
池田煖房工業株式会社
代表取締役　池　田　　薫

令和８年７月２９日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

議案第１号

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」の改定について

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」（平成３１年３月教育委員会決定）を次のとおり改定する。

記

別紙のとおり

令和８年７月２９日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

「北海道の部活動の在り方に関する方針」が改定されたことから、これに準じ町立学校における部活動の適切な運営のための体制整備を推進するため、本方針を改定するものである。

案

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」

平成３１年３月

（令和６年３月改定）

（令和８年７月改定）

湧別町教育委員会

目　次

町方針策定の趣旨等　・・・１

１　適切な運営のための体制整備　・・・２

（１）部活動の方針の策定等
（２）指導・運営に係る体制の構築

２　適切な指導・安全安心の確保　・・・４

（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
（２）合理的かつ効率的な活動の推進
（３）部活動用指導手引の普及・活用

３　適切な休養日等の設定　・・・６

４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備・・・７

（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成
（２）地域との連携等

５　学校単位で参加する大会等の見直し　・・・８

６　部活動の充実に向けて　・・・９

（１）部活動指導の充実を図る取組
（２）女子の指導に当たっての留意点
（３）部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり
（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
（５）家庭との連携を図る取組
（６）障がいのある生徒の部活動の充実

町方針策定の趣旨等

○　本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年７月スポーツ庁・文化庁）、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（平成３１年１月策定・令和５年３月、令和６年３月、令和８年３月改正北海道・北海道教育委員会）を参考にして、義務教育学校後期課程における運動部及び文化部を対象として、本町の生徒及び教職員の実情を踏まえ「湧別町の部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年３月策定、令和６年３月改定）を改定するものである。

○　学校の運動部及び文化部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。

○　生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化・芸術及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的に意義が大きい。

○　また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休憩及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。

○　しかしながら、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や部の廃止を余儀なくされている状況であることから、当面の間は学校部活動を維持しつつ、部活動指導員配置事業により教員の負担軽減を図るとともに、地域クラブ認定制度を整備し、受け皿としての地域クラブが発足しやすい環境を整え地域展開を目指していく。

○　本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい活動機会の実現に向けて取組むものとする。

○　なお、町方針は、主として義務教育学校後期課程の運動部及び文化部活動を

念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、義務教育学校前期課程の課外活動にも適用できるものであることから、原則としてこの町方針に準じて行うものとする。

１　適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

ア　校長は、町の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ　部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

ウ　町教育委員会は、上記ア、イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、道教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員※1の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、学校の実状等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同活動の実施等についても検討する。

イ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ　校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

エ　町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて、生徒への日常的な指導だけではなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関して指導し徹底させる。

オ　校長は部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないことの徹底、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修等や部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

なお、研修等の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、参加者の過度な負担とならないよう留意する。

また、町教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。

カ　町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第114号）に基づき、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に業務改善及び勤務時間管理等を行う。

※１　部活動指導員

・学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」会計年度任用職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）

・学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。

・学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

２　適切な指導・安全安心の確保

（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

町教育委員会及び校長は、以下の点を踏まえ、顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ることとする。その際、特に顧問の教員等任せにせず、町教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応することとし、事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施する。

○　部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考える必要があること。

○　目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むことや、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要があること。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。

○　指導者による暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないこと。特に、盗撮をはじめ性暴力は、生徒に、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行ってはならないこと。

○　今後、国において作成する指導の手引き等が公表された場合は、その内容を踏まえた対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年５月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

○　指導者には、生徒同士等の暴力やいじめ等の不適切行為を防止する役割が求められていることから、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどに留意すること。

○　近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。

○　暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開

かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどに留意すること。

（２）合理的かつ効率的な活動の推進

ア　運動部活動における適切な指導の実施

（ア）校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（イ）校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。

○　スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適正に取ることが必要であること。

○　過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

○　生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

○　専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

イ　文化部活動における適切な指導の実施

（ア）校長、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援

及び指導・是正を行う。

（イ）校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。

○　生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること。

○　過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

○　生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

○　専門的知見を有する教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

（３）部活動用指導手引の普及・活用

校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

３　適切な休養日等の設定

ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

〈休養日の設定〉

○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第３日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

〈活動時間の設定〉

○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できる

だけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。

大会等の当日において、活動時間が３時間以上になる場合は、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

イ　校長は、１(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

ウ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。

○　定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、湧別町共通の部活動休養日等を設けること。

○　週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア　校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

イ　町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の種目の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化活動の機会が損なわれることのないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。

ウ　町教育委員会は、生徒が他校の運動部及び文化部活動に参加するオール湧別方式（学校間連携方式）について、必要に応じて対応するものとし、具体的取組方法については別に定めることとする。

（２）地域との連携等

ア　町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実や家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

　また、その際、部活動地域展開検討委員会等を活用し、地域における行政、学校スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有しながら、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議することとする。

イ　町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で関係規定に則り学校施設開放事業を推進する。

ウ　町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

５　学校単位で参加する大会等の見直し

ア　町教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、コンクール等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。以下同じ。）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、環境整備を進める。

イ　校長は、本方針の「３適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域行事・催し等を含む。以下同じ。）の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

６　部活動の充実に向けて

（１）部活動指導の充実を図る取組

町教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

（２）女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足※2、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

※２「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量をさします。これは基礎代謝や日常活動に使用可能なエネルギー量です。つまり、「利用可能エネルギー不足」とは、運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられます。

（３）部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底する。

○　指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることを、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

○　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底する。

○　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為や

いじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

（５）家庭との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

（６）障がいのある生徒の部活動の充実

町教育委員会は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」新旧対照表

改　正　後	改　正　前
湧別町の部活動の在り方に関する方針 （平成３１年３月湧別町教育委員会決定） （令和６年３月２９日一部改正） （令和８年７月　　日一部改正）	湧別町の部活動の在り方に関する方針 （平成３１年３月湧別町教育委員会決定） （令和６年３月２９日一部改正）
目次	目次
町方針策定の趣旨等　・・・１	町方針策定の趣旨等　・・・１
１　適切な運営のための体制整備　・・・２	１　適切な運営のための体制整備　・・・２
（１）部活動の方針の策定等	（１）部活動の方針の策定等
（２）指導・運営に係る体制の構築	（２）指導・運営に係る体制の構築
２　適切な指導・安全安心の確保　・・・４	２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組　・・・４
（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	（１）運動部活動における適切な指導の実施
（２）合理的かつ効率的な活動の推進	（２）文化部活動における適切な指導の実施
（３）部活動用指導手引の普及・活用	（３）部活動用指導手引の普及・活用
３　適切な休養日等の設定　・・・６	３　適切な休養日等の設定　・・・５
４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備・・・７	４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備・・・７
（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成
（２）地域との連携等	（２）地域との連携等
５　学校単位で参加する大会等の見直し　・・・８	５　学校単位で参加する大会等の見直し　・・・８
６　部活動の充実に向けて　・・・９	６　部活動の充実に向けて　・・・８
（１）部活動指導の充実を図る取組	（１）部活動指導の充実を図る取組
（２）女子の指導に当たっての留意点	（２）女子の指導に当たっての留意点
（３）部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり	（３）部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり
（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり	（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
（５）家庭との連携を図る取組	（５）家庭との連携を図る取組
（６）障がいのある生徒の部活動の充実	（６）障がいのある生徒の部活動の充実
町方針策定の趣旨等	町方針策定の趣旨等
○　本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年７月スポーツ庁・文化庁）、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年１月策定・令和５年３月、令和６年３月、令和８年３月改正　北海道・北海道教育委員会）を参考	○　本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年３月スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月文化庁）を統合した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年７月スポーツ庁・文化庁）に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年１月策定・令和５

改　正　後	改　正　前
にして、義務教育学校後期課程における運動部及び文化部を対象として、本町の生徒及び教職員の実情を踏まえ「湧別町の部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月策定、令和6年3月改定）を改定するものである。	年3月、令和6年3月改正　北海道・北海道教育委員会）を参考にして、中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）段階における運動部及び文化部を対象として、本町の生徒及び教職員の実情を踏まえ「湧別町の部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月策定）を改定するものである。
○　学校の運動部及び文化部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。	○　学校の運動部及び文化部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
○　生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化・芸術及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的に意義が大きい。	○　生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化・芸術及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的に意義が大きい。
○　また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休憩及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。	○　また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休憩及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
○　しかしながら、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や部の廃止を余儀なくされている状況であることから、当面の間は学校部活動を維持しつつ、部活動指導員配置事業により教員の負担軽減を図るとともに、地域クラブ認定制度を整備し、受け皿としての地域クラブが発足しやすい環境を整え地域展開を目指していく。	○　しかしながら、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や部の廃止を余儀なくされている状況であることから、町教育委員会では、生徒が他校の運動部活動に参加する「オール湧別方式（学校間連携方式）」を導入することとし、町内の運動部及び文化部活動の環境を最大限に活用できるシステムの構築に努めていく。
○　本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい活動機会の実現に向けて取組むものとする。	○　本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても継続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取組むものとする。
○　なお、町方針は、主として義務教育学校後期課程の運動部及び文化部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、義務教育学校前期課程の課外活動	○　なお、町方針は、主として中学校段階の運動部及び文化部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、小学校及び義務教育学校前期課程の課外活動

改　正　後	改　正　前
にも適用できるものであることから、原則としてこの町方針に準じて行うものとする。	にも適用できるものであることから、原則としてこの町方針に準じて行うものとする。
1　適切な運営のための体制整備	**1　適切な運営のための体制整備**
（1）部活動の方針の策定等	**（1）部活動の方針の策定等**
ア　略	ア　略
イ　略	イ　略
ウ　略	ウ　略
（2）指導・運営に係る体制の構築	**（2）指導・運営に係る体制の構築**
ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員※1の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。 　なお、設置に当たっては、学校の実状等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同活動の実施等についても検討する。	ア　校長は、生徒や教員の数、部活動指導員※1の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
イ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰り上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。	イ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、公務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
ウ　略	ウ　略
エ　町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて、生徒への日常的な指導だけではなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。 　なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に	エ　町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。 　なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒

改　正　後	改　正　前
応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関して指導し徹底させる。	の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関して指導し徹底させる。
オ　校長は部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないことの徹底、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修等や部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。 なお、研修等の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、参加者の過度な負担とならないよう留意する。 また、町教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。	オ　校長は部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことを徹底し、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。 また、町教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。
カ　町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第114号）に基づき、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に業務改善及び勤務時間管理等を行う。	カ　町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年２月９日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
※１　部活動指導員 ・学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」会計年度任用職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。） ・学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。 ・学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。	※１　部活動指導員 ・学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。） ・学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。 ・学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

改　正　後	改　正　前
２　適切な指導・安全安心の確保 **（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶** 町教育委員会及び校長は、以下の点を踏まえ、顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。 また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ることとする。その際、特に顧問の教員等任せにせず、町教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応することとし、事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施する。 ○　部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考える必要があること。 ○　目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むことや、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要があること。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。 ○　指導者による暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないこと。特に、盗撮をはじめ性暴力は、生徒に、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行ってはならないこと。 ○　今後、国において作成する指導の手引き等が公表された場合は、その内容を踏まえた対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年５月文部科学省）に沿った指導を行うこと）。特に同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。 ○　指導者には、生徒同士等の暴力やいじめ等の不適切行為を防止する役割が求められていることから、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどに留意すること。 ○　近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加	**２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組** **（新設）**

改　正　後	改　正　前
害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。 ○　暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどに留意すること。	
（２）合理的かつ効率的な活動の推進 **ア　運動部活動における適切な指導の実施**	（新設） **（１）運動部活動における適切な指導の実施**
（ア）　校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。	ア　校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
（イ）　校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。 ○　スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適正に取ることが必要であること。 ○　過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。 ○　生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○　専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、	イ　校長は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。 ○　スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適正に取ることが必要であること。 ○　過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。 ○　生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○　専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発

改　正　後	改　正　前
発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。	達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
イ　文化部活動における適切な指導の実施 （ア）　校長、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。	**（2）文化部活動における適切な指導の実施** ア　校長、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
（イ）　校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。 ○　生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること。 ○　過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。 ○　生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○　専門的知見を有する教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。	イ　校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを指導・徹底する。 ○　生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切にることが必要であること。 ○　過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。 ○　生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○　生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○　専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
（3）部活動用指導手引の普及・活用 略	**（3）部活動用指導手引の普及・活用** 略
3　適切な休養日等の設定 ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育	**3　適切な休養日等の設定** ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育

改　正　後	改　正　前
課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。 〈休養日の設定〉 ○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。 　また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第３日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。 　休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。 ○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 　また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 〈活動時間の設定〉 ○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 　生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。 　大会等の当日において、活動時間が３時間以上になる場合は、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。 　なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。 イ　略 ウ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。 ○　定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、湧別町共通の部活動休養日等を設けること。 ○　週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。	課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。 〈休養日の設定〉 ○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも１日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。 　また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第３日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。 　休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。 ○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 　また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 〈活動時間の設定〉 ○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 　大会等の当日において、活動時間が３時間以上になる場合は、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。 　なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。 イ　略 ウ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。 ○　定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、湧別町共通の部活動休養日を設けること。 ○　週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。

改　正　後	改　正　前
４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備	**４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備**
（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成	**（１）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成**
ア　校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。	ア　校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。
イ　町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の種目の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化活動の機会が損なわれることのないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。 　なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。	イ　町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の種目の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化活動の機会が損なわれることのないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。 　なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。
ウ　町教育委員会は、生徒が他校の運動部及び文化部活動に参加するオール湧別方式（学校間連携方式）について、必要に応じて対応するものとし、具体的取組方法については別に定めることとする。	ウ　町教育委員会は、生徒が他校の運動部及び文化部活動に参加するオール湧別方式（学校間連携方式）の推進を図り、具体的取組方法については別に定めることとする。
（２）地域との連携等	**（２）地域との連携等**
ア　町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実や家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。また、その際、部活動地域展開検討委員会等を活用し、地域における行政、学校スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有しながら、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議することとする。	ア　町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実や家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。また、その際、部活動地域移行検討委員会等を活用し、地域における行政、学校スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有しながら、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議することとする。
イ　略	イ　略
ウ　略	ウ　略

改　正　後	改　正　前
５　学校単位で参加する大会等の見直し ア　略 イ　略 **６　部活動の充実に向けて** **（１）部活動指導の充実を図る取組** 略 **（２）女子の指導に当たっての留意点** 略 **（３）部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり** 略 **（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり** 校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底する。 ○　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。 **（５）家庭との連携を図る取組** 略 **（６）障がいのある生徒の部活動の充実** 略	**５　学校単位で参加する大会等の見直し** ア　略 イ　略 **６　部活動の充実に向けて** **（１）部活動指導の充実を図る取組** 略 **（２）女子の指導に当たっての留意点** 略 **（３）部活動顧問と生徒の信頼関係づくり** 略 **（４）部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり** 校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して、次のことを指導・徹底する。 ○　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。 **（５）家庭との連携を図る取組** 略 **（６）障がいのある生徒の部活動の充実** 略

議案第２号

令和８年度準要保護生徒の認定について

令和８年度準要保護生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和８年７月２９日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。